

6. 雇用・就労の促進

働くことは、障がいをもつ人にとって経済的な基盤づくりであるとともに、社会参加をしていく上でも重要な役割を果たしています。

障がいのある人がいきいきと働くことができるような社会の実現をめざすため、障がい者自身の職業能力を高めるとともに、障がいのある人の適性と能力に応じた多様な就労の場を確保するなど、働きやすい環境づくりに努める必要があります。

6 雇用・就労の促進	6－1 雇用の促進と安定	1. 雇用促進のための啓発の推進
		2. 連携体制の強化
		3. 就労継続のための施策の検討
	6－2 福祉的就労の促進・支援	1. 福祉的就労の促進
2. 就労可能者への就労の場の確保		

6-1. 雇用の促進と安定

◆◆◆現状と課題◆◆◆

障がい者が仕事を持ち、その能力を発揮することによって社会の一員として社会活動に参加するためには、障がい者雇用の促進と安定を図ることが大切です。

本市においては、公共職業安定所をはじめとする関係機関との連携により、「職場適応訓練」などにおいて、障がい者の雇用の促進を図るとともに、事業者に対して、「障害者雇用率達成指導」を行い、雇用の促進に取り組んできました。しかし、長引く不況など障がい者を取り巻く社会環境の変化、障がいの重度化・重複化や障がい者の高齢化等が進む中、その状況は厳しくなっているため、これまでより一層の雇用対策が求められます。

また、一度就労の機会を得た障がい者が同じ職場で長く続けられるように、安定に向けての援助を行うことも必要です。

施策の推進方向

1 雇用促進のための啓発の推進

障がい者の誰もが、その能力と適正に応じて働くことができるようにするため受け入れ側の事業者へ障がい者雇用についての理解を求めています。

2 連携体制の強化

就学期を過ぎた障がい者や、福祉的就労をしている障がい者が能力に応じて一般就労へと向かえるように、学校、職業安定所、事業者との情報交換の場の設置に努めます。

3 就労継続のための施策の検討

障がい者が一般就労先で継続して働き続けられるように、就労後の障がい者へのサポート体制の充実を図ります。

主な取り組み

主要事業名	事業内容
自立支援推進会議	保健所、保健センター、中濃子ども相談センター、教育事務所、指定相談支援事業者など関係機関とのネットワークづくりを行い、福祉就労も含めた生活の支援をしやすいようにします。
雇用促進連絡協議会	障がい者の一般就労について包括的に取り組むため、養護学校、作業所、授産施設、事業所、ハローワークなど関連機関とのネットワークづくりを行い、希望者が一般就労を行いやすいようにします。

6-2. 福祉的就労の促進、支援

◆◆◆現状と課題◆◆◆

社会参加の場の確保及び一般就労の準備という目的のために、小規模作業所などの福祉的就労の場が活用されています。

本市においては、「小規模作業所運営事業」、「心身障害者小規模授産事業」において、市内の作業所、小規模授産施設への支援を行ってきました。

しかし、これら福祉的就労の場は施設面では不十分な点が多く、より一層の支援が望まれています。また、現在の経済状況や自立支援法施行後の施設の存続も含めて、一般就労の準備という目的が果たされにくくなっている現状も見られます。

今後、障がい者の生活の安定と、就労意欲の向上を図るため、働くための条件の整備や施設などの整備・充実が必要です。関係機関との密接な連携や民間企業の協力を得るといった方面からも、福祉的就労の場を支援していく必要があります。

施策の推進方向

1 福祉的就労の促進

障がい者の社会参加、一般就労への準備という観点から授産施設や作業所の設備の充実を図り、福祉的就労の場で働く障がい者の労働環境の充実を図ります。

2 就労可能者への就労の場の確保

福祉的就労が可能であるにもかかわらず、その能力を発揮する場が確保されない障がい者に対し、福祉的就労の場の提供が必要です。加えて一般就労が可能な能力と適正をもち、就労に向けた意欲を持っている方が迷うことなく一般就労の場へと移行できる体系づくりを行います。

主な取り組み

主要事業名	事業内容
就労継続支援事業	関市の人口規模に対し、作業所、授産施設の設置数が少ないため、市内の障がい者の福祉的就労の場の確保のため作業所及び授産施設の充実に努めます。
就労移行支援事業	小規模授産施設から、一般就労への挑戦を可能となるよう指導をします。また、相談があればケースに応じ対応していきます。